



2026年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社 池田泉州ホールディングス
代表者名 代表執行役社長 兼 CEO 阪口 広一
(コード番号 8 7 1 4 東証プライム)
問合せ先 企画総務部長 藤本 康幸
(TEL 0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 3 月 26 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 6,963 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 893 円
(4) 処 分 総 額	6,217,959 円
(5) 処分先及びその 人数並びに処分 株 式 の 数 (注)	当社の執行役 11 名 1,129 株 当社子会社の取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く。） 6 名 4,250 株 当社子会社の執行役員 18 名 1,584 株

(注) 当社及び当社子会社の間における兼任者がいるため、実割当人数は 25 名となる。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025 年 12 月 26 日開催の報酬委員会において、当社執行役（取締役を兼務する者を含む。以下、「執行役等」という。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、執行役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、当社子会社である株式会社池田泉州銀行（代表取締役頭取 兼 CEO 阪口 広一、以下「当行」という。）において、同行の取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（以下、「子会社の取締役等」という。）に対しても、執行役等と同様の制度を導入いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

執行役等および子会社の取締役等（以下、「対象役員」という。）は、本制度に基づき当社および同行から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に

取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることとします。

今回は、報酬委員会の決定を踏まえ、金銭債権合計 6,217,959 円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式 6,963 株を付与することといたしました。本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 3 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員 25 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。))について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。))の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026 年 3 月 26 日～2029 年 3 月 25 日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了その他の正当な事由によらず退任した場合の取扱い

対象役員が、譲渡制限期間中に、正当な理由によらず当社又は当社子会社の取締役、執行役、又は執行役員のうち 1 つ以上の地位を退任した場合は、当社は、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(4) 当社による無償取得

当社は、対象役員が法令、社内規定または本割当契約に重要な点で違反した場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、譲渡制限が既に解除されたものも含めて、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。組織再編等の効力が発生した場合、当社は対象役員が保有する本割当株式の経済的価値に相当する再編後の会社の株式その他の持分を付与するスキームを構築するよう努めるものとし、再編後会社の株式その他の持分の付与が法令上又は実務上の制約により実現できない場合には、当社またはその承継会社は、対象役員に対し、本割当株式の公正な価値に相当する金銭その他の合理的な対価を支払うものとする。

(6) マルス・クローバック制度

当社は、譲渡制限期間中および譲渡制限の解除後において、対象役員が法令または社内規定等に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当社の取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象役員に割り当てられた本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を無償取得することや、本割当株式または譲渡制限が解除された当社普通株式の相当額を支払わせる条項を定める。

(7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 本割当契約の該当

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である893円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上